

奈良県告示第六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、平和土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和七年五月十六日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 柏原 裕 大和郡山市番条町五二二

〃 中西 良次 〃 若槻町二〇一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 村井 弘幸 大和郡山市番条町五六〇―一

〃 村岡 規好 〃 若槻町二四九